

[事案 27-296] 契約無効請求

・平成 28 年 8 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、保険料の支払が困難になった場合は払済保険にすることが可能であるとの誤った説明を受けて契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 9 月に契約した 3 件の個人年金保険について、勧誘時に募集人に「保険料が高いので支払ができない。」と断ったところ、募集人から「保険料の支払が困難になった場合には払済保険にする方法などがある。」との説明を受けたが、その説明は虚偽であったこと、また勧誘が強引であったことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、本件契約を払済保険に変更できると説明しておらず、また、強引に本件契約を締結させた事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人 2 名に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の支払が困難になった場合の方法について、募集人が、払済保険にすることが可能であるとの虚偽の説明を行ったとは認められず、また、募集人に不適切な勧誘行為や強迫があったと認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。